

監査対象部局	瀬戸内市市民部市民課	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成 27 年 12 月 28 日	
監査執行年月日	平成 27 年 10 月 19 日から平成 27 年 12 月 28 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
住宅新築資金等貸付金償還金に係る債権管理について、統一的な組織づくりやマニュアルを整備し、今後ともこの解消に特段の努力をされたい。	平成 27 年度以降、債権管理台帳の整備を行い、滞納繰越額及び消滅時効を精査した後、督促状（催告書）を送付し、反応のあった者と折衝を行い、回収を進めました。所得状況等を聴取した結果、一括納付が困難な者に対しては納付誓約書を取り付けた上で分割納付に移行し、分納管理を徹底しています。消滅時効の援用の意思表示を示す者に対してはその旨を記載した文書の提出を受けて、不納欠損処理を行っています。これらの結果、市民課の所管する住宅新築資金等貸付償還金に関しては、今後納期が到来する債務者が 1 名のみであり、かつ、この者も滞納繰越分の分割納付を確実に履行している状況となり、大量反復の継続的な事務を執行する上で、必要なマニュアルとして整備する実益を見つけ出せないことが判明しました。結論として、マニュアル整備ではなく、27 年度以降の取り組みを市民課として確実に引き継ぐことにより適切な債権管理と回収を進めていきたいと考えます。	措置済 (H29.9.28)